

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら会（以下「当法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員および理事・監事（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給することとする。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を日額とし、役員等が会議に出席し、又はその職務に従事した日数に応じて会議当日に支給する。

## (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員報酬については、別表1「役員等の報酬」に定める額とする。  
但し、報酬額は理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- (2) 非常勤役員日額については、別表2「非常勤役員等の日額」に定める額とする。
- (3) 常勤役員に対する退職手当は、別表3「常勤役員等退職手当」に定める算式により算出される額とする。
- (4) 退職金は、常勤役員として円満に勤務しかつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

## (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく常勤報酬等は支給しないものとする。

ただし、会議の出席については非常勤役員報酬を適用する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給方法等必要な事項については、給与規定を準用する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当該月の日数に基づいて日割りによって計算し、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月 25日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表1 「役員等の報酬」

*理事長	常勤の場合は年間報酬総額	1,200万円までの範囲内
	非常勤の場合は年間報酬総額	600万円までの範囲内
*理事	常勤の場合は年間報酬総額	800万円までの範囲内
	非常勤の場合は年間報酬総額	400万円までの範囲内

別表2 「非常勤役員の日額」

*理事・監事	日額	10,000円(但し、源泉税を除く)
*評議員	日額	10,000円(但し、源泉税を除く)

別表3 「常勤役員等退職手当」

\*最終月額報酬×在職年数×功績倍率(2.5倍以内)  
(但し、在職年数の端数月は切り上げて計算する。)